



品川区介護予防・日常生活支援  
総合事業 FAQ

令和6年3月作成

品川区福祉部  
高齢者地域支援課  
介護予防推進係  
TEL:03-5742-6733  
FAX:03-5742-6882

## 1. 事業者の指定・更新・変更申請書について P. 3

Q 1-1 新規で指定を受けたい場合には、どのような提出書類が必要ですか。

Q 1-2 提出書類のうち「介護事業者としての指定申請書」とはどのような書類ですか。

Q 1-3 提出書類のうち「介護事業者としての指定通知書」とはどのような書類ですか。

## 2. 報酬・日割り算定について P. 4～6

### (1) 制度 P. 4

Q 2(1)-1 要支援2の方が予防通所Iや予防訪問Iを利用することはできますか。

Q 2(1)-2 利用回数を増回することはできますか。

Q 2(1)-3 事情によりサービスを振替で提供する場合には、同一週内に限られますか。

Q 2(1)-4 請求で使用するサービスコード表はどこで入手できますか。

### (2) 日割り算定 P. 4～6

Q 2(2)-1 日割り算定に該当する項目について教えてください。

Q 2(2)-2 利用者の特別な事情等とは、どのような場合に該当しますか。

Q 2(2)-3 日割り算定の方法について教えてください。

Q 2(2)-4 予防通所事業I利用の方で、一月のうち1回のみ入院によりお休みし、月3回利用した場合はどのように請求すればよいですか。

Q 2(2)-5 予防通所事業I利用の方で、一月に5回(5週)サービス利用を予定していた方が1回のみ入院によりお休みし、月4回利用した場合はどのように請求すればよいですか。

Q 2(2)-6 月の途中からサービス提供を開始した場合は、どのように請求すればよいですか。

Q 2(2)-7 月の途中で認定区分の変更があった場合は、どのように請求すればよいですか。

Q 2(2)-8 月の途中で利用回数を変更した場合(週1⇔週2)や、サービス内容の変更をした場合(予防訪問⇔生活機能向上支援訪問事業等)の請求方法および処遇改善加算の請求について教えてください。

Q 2(2)-9 月の途中で逝去された場合は、どのように請求すればよいですか。

Q 2(2)-10 月の途中で区外に転出した場合は、どのように請求すればよいですか。

Q 2(2)-11 短期入所によりサービスを一時的に中止した場合日割り算定の対象になりますか。

Q 2(2)-12 月の途中で生活保護の受給を開始した場合は、どのように請求すればよいですか。

Q 2(2)-13 生活保護を受給している方に対しては、受給している間はずっとコードの末尾に(生保開廃)と記載のあるものを使うのですか？

Q 2(2)-14 降雪によりサービス提供を中止した場合の算定について教えてください。

### (3) 加算・減算関係 P. 6

Q 2(3)-1 送迎加算は、車両でなく職員が車いすを押して送迎する場合も算定できますか。

Q 2(3)-2 特定処遇改善加算のコードはどこにありますか。

Q 2(3)-3 虐待防止・BCP未策定減算はどのような時に算定するものですか。

## 3. その他制度等について P. 7

Q 3-1 医療費控除の対象となりますか。

Q 3-2 いきいき活動支援プログラムとはどのような制度ですか。

Q 3-3 いきいき活動支援プログラムの届出（申請）はどのようにすればよいですか。

Q 3-4 品川区では各種届出の電子申請はいつ開始予定ですか。

## 別表 1 月額費用と日割計算の適用関係について P. 8

### 1. 事業者の指定・更新・変更申請書について

Q 1-1 新規で指定を受けたい場合には、どのような提出書類が必要ですか。

- A 「指定申請（新規・更新）提出書類一覧」の様式をご覧ください。厚生労働大臣が定める様式に令和6年度より変更いたしましたのでご注意ください。区HPでダウンロードいただけます。その他の書類は、介護事業者としての指定申請の際に、指定権者（都道府県等）に提出した書類の写しで構いません。（提出後変更となっているものは、最新のものを提出ください。）  
〈品川区HP〉品川区介護予防・日常生活支援総合事業 事業所指定申請様式について  
<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kenkou/kaigo1/yobou/hpg0000324881.html>

Q 1-2 提出書類のうち「介護事業者としての指定申請書」とはどのような書類ですか。

- A 訪問介護または通所介護の事業所として、指定を受けるための申請書を指します。都内事業所の場合は東京都、都外事業所の場合には道府県もしくは市等の指定権者、地域密着型通所介護の場合は所在地の区もしくは市等の指定権者へ提出した申請書となります。（収受印の押されたものが必要です。）

Q 1-3 提出書類のうち「介護事業者としての指定通知書」とはどのような書類ですか。

- A 訪問介護または通所介護の事業所として、指定を受けた場合に受け取る通知です。都内事業所の場合は東京都、都外事業所の場合には道府県もしくは市等の指定権者、地域密着型通所介護の場合は所在地の区もしくは市等の指定権者から送付されるものです。  
介護事業の指定と総合事業の指定を同時に申請する場合には、備考欄に後日送付と記載し、届き次第送付してください。

### 2. 報酬・日割り算定について

#### (1) 制度

Q 2(1)-1 要支援2の方が予防通所Ⅰや予防訪問Ⅰを利用することはできますか。

- A 利用できます。要支援区分に関わらず、必要な回数を適切なケアマネジメントにより決定します。同様に、適切なケアマネジメントにより判断されれば、要支援1の方でも予防通所Ⅱや予防訪問Ⅱを利用することができます。

Q 2(1)-2 利用回数を増回することはできますか。

- A 増回が可能となるサービスは、予防訪問Ⅱ（週2）のみケアマネジャーが必要と認めた場合に算定可能です。原則として週1回ずつの増回で、上限は1月あたり5回までとなります。

**Q 2 (1)-3 事情によりサービスを振替で提供する場合には、同週内に限られますか。**

A 振替を行う場合には、原則として同一月内において調整してください。

**Q 2 (1)-4 請求で使用するサービスコード表はどこにありますか。**

A 区HPに掲載の「品川区版介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表マスタ」をダウンロードの上、ご使用ください。

〈品川区HP〉品川区介護予防・日常生活支援総合事業について

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kenkou/kaigo1/yobou/hpg000032603.html>

使用システムへの取り込み不具合等については、システム会社へご相談ください。

## (2) 日割り算定

**Q 2 (2)-1 日割り算定に該当する項目について教えてください。**

A 該当する項目は、週の利用回数の変更、区分変更（総合事業対象者・要支援⇄要介護）、サービス事業者変更（同一サービスのみ）、事業開始（指定有効期間開始）、利用者の特別な事情等、天変地異となります。詳しくは別表1（P.8）をご参照ください。

**Q 2 (2)-2 利用者の特別な事情等とは、どのような場合に該当しますか。**

A 利用者都合でのキャンセルは、原則として日割計算の対象とせず、月額包括報酬での算定となりますが、次による場合は日割り算定となります。

①サービス提供時において入院または入院中によりサービス提供ができないとき。

②サービス提供時の前日以前において感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ等）に罹患していることが判明していることによりサービスの提供ができないとき。

※ただし、当日判明した場合の取り扱いについては、予め契約時等において「当日感染症が判明しサービスを中止する場合は自己負担が発生する」旨を利用者・家族に対して説明し同意を得ている時は、日割計算の対象としません。

**Q 2 (2)-3 日割り算定の方法について教えてください。**

A 日割計算の算定方法については、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにより計画されている日において、実際に利用した日数（サービス算定対象日数）により日割計算とします。ただし、同一月内において振替を行った場合等、一月に日割計算を算定できる上限回数を超えた場合は、日割計算は行わず月額包括報酬で算定することとなります。（週1回のサービスは月3回まで、週2回のサービスは月7回まで日割で請求ができます）

また、月単位の加算は日割計算することができないため、月額を算定してください。

送迎・入浴加算はサービス提供した回数を算定してください。

**Q 2 (2)-4 予防通所事業 I 利用の方で、一月のうち 1 回入院によりお休みし、月 3 回利用した場合はどのように請求すればよいですか。**

A 入院は利用者の特別な事情等に該当し、日割り計算をします。  
[予防通所事業 I ・基本・日割]のコードを 3 回分算定します。入浴・送迎加算は行った回数分、月単位の加算は一月分算定してください。

**Q 2 (2)-5 予防通所事業 I 利用の方で、一月に 5 回 (5 週) サービス利用を予定していた方が一月のうち 1 回入院によりお休みし、月 4 回利用した場合はどのように請求すればよいですか。**

A 入院は利用者の特別な事情等に該当し、通常日割り計算をしますが、[予防通所事業 I ・基本・日割]のコードは 3 回分までしか使用できないため、月額額の[予防通所事業 I ・基本]のコードを使用してください。入浴・送迎加算は行った回数分、月単位の加算は一月分算定してください。

**Q 2 (2)-6 月の途中からサービス提供を開始した場合、どのように請求すればよいですか。**

A 新規利用者の場合には、利用日数を問わず、月額包括報酬での算定となります。  
ただし、既に同一種別のサービス提供を受けており、単に事業所変更の場合には、変更前後の事業所それぞれが日割計算で算定し、請求してください。月単位の加算は日割計算できないため、それぞれが月額包括報酬を算定してください。

**Q 2 (2)-7 月の途中で認定区分の変更があった場合、どのように請求すればよいですか。**

A [要介護]⇒[要支援 1・2、事業対象者]へ認定区分が変更となった場合には、契約日以降のサービス算定対象日数により日割計算で算定し、請求してください。  
[要支援 1・2、事業対象者]⇒[要介護]へ認定区分が変更となった場合には、契約解除日以前のサービス算定対象日数により日割計算で算定してください。

**Q 2 (2)-8 月の途中で利用回数を変更した場合 (週 1 ⇔ 週 2) や、サービス内容の変更をした場合 (予防訪問 ⇔ 生活機能向上支援訪問事業等) の請求方法および処遇改善加算の請求について教えてください。**

A 月の途中で利用回数およびサービス内容を変更した場合は、それぞれのサービス算定対象日数により日割計算で算定し、請求してください。  
処遇改善加算は日割計算できないため、より高い単位数の処遇改善加算を算定してください。

**Q 2 (2)-9 月の途中で逝去された場合は、どのように請求すればよいですか。**

A 月の途中での契約解除と同様に、月額包括報酬で算定し請求してください。

**Q 2 (2)-10 月の途中で区外に転出した場合は、どのように請求すればよいですか。**

A 転出とともに事業所も変わる場合は、それぞれの事業所が月額包括報酬で算定し請求してください。(住所地特例施設入所のための転出を除く)  
転出はするが事業所は変わらない場合は、転出日の前日以前に利用した日数について日割計算で算定してください。

**Q 2 ( 2 ) - 11 短期入所によりサービスを一時的に中止した場合、日割り算定の対象になりますか。**

A 対象となります。入所前と退所後で、それぞれのサービス算定対象日数により日割計算で算定してください。

**Q 2 ( 2 ) - 12 月の途中で生活保護の受給を開始した場合は、どのように請求すればよいですか。**

A 生活保護受給開始前と生活保護受給開始後で、それぞれのサービス算定対象日数により日割りで算定してください。算定時、生活保護受給開始後はコードの末尾に (生保開廃) と記載のあるものを使用してください。

なお、同様に、生活保護受給終了時には (生保開廃) と記載のあるコードを使用してください。

**Q 2 ( 2 ) - 13 生活保護を受給している方に対しては、受給している間はずっとコードの末尾に (生保開廃) と記載のあるものを使うのですか？**

A (生保開廃) のサービスコードを利用するのは、月の途中で生活保護の受給を開始または終了した場合のみです。

**Q 2 ( 3 ) - 14 降雪によりサービス提供を中止した場合の算定について教えてください。**

A 日割り算定の対象となります。

ただし、予め契約時等に「当日、天候状況またはその他事業所の責によらない事情により、サービスを中止する場合は自己負担が発生する」旨を利用者・家族に対して説明し同意を得ている場合は、月額包括報酬で算定することができます。

### ( 3 ) 加算・減算関係

**Q 2 ( 3 ) - 1 送迎加算は、車両でなく職員が車いすを押して送迎する場合も算定できますか。**

A 算定できます。

**Q 2 ( 3 ) - 2 処遇改善加算・ベースアップ等支援加算のコードはどこにありますか。**

A 品川区では、令和6年報酬改定で[処遇改善加算相当]および「ベースアップ等支援加算相当」を廃止し、「介護職員等処遇改善加算相当」に一本化しました。

**Q 2 ( 3 ) - 3 虐待防止・BCP未策定減算はどのような時に算定するものですか。**

A 令和6年度報酬改定以降、虐待防止措置未実施およびBCP（業務継続計画）を未策定の場合は、それぞれ1%の減算をすることになりました。品川区ではサービスコード上同じコードを設定していますが、一月に2回まで減算できる設定になっていますので、例えば「虐待防止措置」のみ未実施の場合は1回減算、「虐待防止措置」を未実施かつ「BCP」が未策定の場合は2回減算して請求してください。

※サービスコードは予防訪問事業・生活機能向上支援訪問事業については、令和7年3月31日までの間BCP未策定については、減算を適用しません。

### 3. その他制度等について

#### Q 3-1 医療費控除の対象となりますか。

A 品川区の総合事業は、基準を緩和したサービス（通所型サービスA・訪問型サービスA）のため、医療費控除の対象とはなりません。

#### Q 3-2 いきいき活動支援プログラムとはどのような制度ですか。

A 自立支援・介護予防の促進を目的として、予防通所事業（2.5～5時間程度）から引き続きアクティビティや余暇活動等において、利用者が主体となって行う「生きがい活動」等の活性化を目指した支援（2.5～3時間程度）を行うものです。予防通所と同様に週1回利用と週2回利用があり、基本的に通所と同回数の実施です。内容は、事業者からの届出により区が承認したサービス内容となり、毎年度申請が必要です。

#### Q 3-3 いきいき活動支援プログラムの届出（申請）はどのようにすればよいですか。

A 届出書の様式が、区HPでダウンロードいただけます。事業を開始する月の前月15日までに実施届出書（第4号様式）をご提出ください。

〈品川区HP〉品川区介護予防・日常生活支援総合事業 事業所指定申請様式について

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kenkou/kaigo1/yobou/hpg0000324881.html>

#### Q 3-4 品川区では各種届出の電子申請はいつ開始予定ですか。

A 令和6年度内を目途に開始を予定しております。詳細がわかり次第品川区HPおよび事業所向け情報共有システム（ケア倶楽部）で周知いたします。

◎月額費用と日割計算の適用関係について

* 品川区総合事業における適用関係																										
◎費用における日割計算の適用については、以下のとおり。 ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。																										
・日割りの算定方法については、予防支援・介護予防ケアマネジメント等により計画されている日において、実際に利用した日数（サービス算定対象日数）により日割りとする。 具体的には、用意された1回のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。																										
※サービス算定対象日数：一月に計画されている日数のうち、事業者の都合または利用者の特別な事情によりサービス提供が行われなかった日を除く日数とする。																										
*ただし、同月内において振替を行い、一月に日割計算を算定できる（設定している）上限回数を超過している場合は、日割計算は行わない。																										
〈対象事由〉																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月途中の事由</th> <th>算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">開始</td> <td>1 ・週の利用回数を変更</td> <td>変更日の前後で週回数に変更になる場合にそれぞれの算定対象日数により日割計算</td> </tr> <tr> <td>2 ・区分変更（要介護→要支援・事業対象者） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除</td> <td>契約日以降で算定対象日数により日割計算 *事業開始とは新規指定による有効期間の始まりを指す。</td> </tr> <tr> <td>3 ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）</td> <td>退居日の翌日以降で算定対象日数により日割計算</td> </tr> <tr> <td>4 ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）</td> <td>契約解除日の翌日以降で算定対象日数により日割計算</td> </tr> <tr> <td>5 ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）</td> <td>退所日の翌日以降で算定対象日数により日割計算</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">終了</td> <td>6 ・項番1に同じ</td> <td>項番1に同じ</td> </tr> <tr> <td>7 ・区分変更（要支援・事業対象者→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始</td> <td>契約日解除日（廃止・満了日）（開始日）以前で算定対象日数により日割計算</td> </tr> <tr> <td>8 ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）</td> <td>入居日の前日以前で算定対象日数により日割計算</td> </tr> <tr> <td>9 ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1）</td> <td>サービス提供日の前日以前で算定対象日数により日割計算</td> </tr> <tr> <td>10 ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）</td> <td>入所日の前日以前で算定対象日数により日割計算</td> </tr> </tbody> </table>		月途中の事由	算定方法	開始	1 ・週の利用回数を変更	変更日の前後で週回数に変更になる場合にそれぞれの算定対象日数により日割計算	2 ・区分変更（要介護→要支援・事業対象者） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日以降で算定対象日数により日割計算 *事業開始とは新規指定による有効期間の始まりを指す。	3 ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日以降で算定対象日数により日割計算	4 ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）	契約解除日の翌日以降で算定対象日数により日割計算	5 ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）	退所日の翌日以降で算定対象日数により日割計算	終了	6 ・項番1に同じ	項番1に同じ	7 ・区分変更（要支援・事業対象者→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約日解除日（廃止・満了日）（開始日）以前で算定対象日数により日割計算	8 ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）	入居日の前日以前で算定対象日数により日割計算	9 ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1）	サービス提供日の前日以前で算定対象日数により日割計算	10 ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）	入所日の前日以前で算定対象日数により日割計算
	月途中の事由	算定方法																								
開始	1 ・週の利用回数を変更	変更日の前後で週回数に変更になる場合にそれぞれの算定対象日数により日割計算																								
	2 ・区分変更（要介護→要支援・事業対象者） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日以降で算定対象日数により日割計算 *事業開始とは新規指定による有効期間の始まりを指す。																								
	3 ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日以降で算定対象日数により日割計算																								
	4 ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）	契約解除日の翌日以降で算定対象日数により日割計算																								
	5 ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）	退所日の翌日以降で算定対象日数により日割計算																								
終了	6 ・項番1に同じ	項番1に同じ																								
	7 ・区分変更（要支援・事業対象者→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約日解除日（廃止・満了日）（開始日）以前で算定対象日数により日割計算																								
	8 ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）	入居日の前日以前で算定対象日数により日割計算																								
	9 ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1）	サービス提供日の前日以前で算定対象日数により日割計算																								
	10 ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）	入所日の前日以前で算定対象日数により日割計算																								
※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。																										
※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合にはその前日となる。																										
11	<p>■利用者の特別な事情等 (利用者都合でも、次による場合は、日割り計算とする。)</p> <p>①サービス提供日において、入院したまたは入院中によりサービスが提供できないとき。 ②サービス提供日の前日以前において、感染症（インフルエンザ等）に罹患していることが判明していることによりサービスが提供できないとき。 *ただし、当日、判明した場合の取扱いについて、予め契約時等において「当日、感染症が判明しサービスを中止する場合は自己負担が発生する」旨を利用者・家族に対して説明し同意を得ているときは、日割計算の対象としない。</p> <p>■その他</p> <p>◎天変地異により事前にサービス提供を中止したとき。 *ただし、当日急な天候悪化等により利用者の安全を確保するためやむを得ずサービス提供を中止する場合は、予め契約時等において「当日、天候状況またはその他事業所の責によらない事情によりサービスを中止する場合は自己負担が発生する」旨を利用者・家族に対して説明し同意を得ているときは、日割計算の対象としない。 *その他事業所の責によらない事情には、事業所スタッフが感染症等によりサービス提供ができない場合は含まれない。</p>																									